

## 依頼者等の本人確認等に関する規程

### (目的)

**第1条** この規程は、京都司法書士会会則第91条の2に定める依頼者及びその代理人等の本人であることの確認等並びに記録の作成、保存等について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

**第2条** この規程における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 依頼者 会員が事務の依頼を受ける自然人又は法人をいう。
- (2) 代理人等 法定代理人、法人の代表者、法人の業務権限代行者、法人の代表者以外の役員、商業使用人、任意代理人又は使用者等をいう。
- (3) 特定取引 「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）」（以下、「犯罪収益移転防止法」という。）第4条第1項に定める特定取引であって、司法書士に係るものをいう。
- (4) 本人確認 依頼者及びその代理人等が本人であること及び依頼者が依頼された事務の適格な当事者であることの確認をいう。
- (5) 意思確認 依頼の内容の確認及びその内容に基づく事務についての依頼の意思を確認することをいう。

### (本人確認等の対象)

**第3条** 本人確認及び意思確認すべき対象者は、以下のとおりとする。

- (1) 本人確認の対象者は、依頼者及びその代理人等とする。ただし、依頼者が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団及びこれらに準ずるもの場合は、その代理人等を依頼者とみなす。
- (2) 意思確認の対象者は、依頼者（前号の規定により依頼者とみなされた代理人等を含む。）又はその代理人等であって依頼内容に係る事務について代表権若しくは代理権を有する者その他これに準ずる者とする。ただし、当該対象者が代理人等（法定代理人又は法人の代表者を除く。）である場合において、当該代理人等の言動、受領した書類等の内容から、依頼者（法定代理人又は法人の代表者を含む。）の意思を疑うに足りる事情があるときは、依頼者の意思を確認しなければならない。

## (本人確認の方法)

**第4条** 依頼者及びその代理人等の本人確認は、依頼者及びその代理人等と面談するなど、司法書士の職責に照らし適切と認められる方法によって行う。ただし、特定取引においては、以下のいずれかの方法によるものでなければならない

- (1) 依頼者が自然人である場合の依頼者及びその代理人等の本人確認
    - ア 依頼者及びその代理人等と面談し、次条第1項(1)号又は同項(3)号に定める本人確認書類の提示を受ける方法
    - イ 依頼者及びその代理人等と面談し、次条第1項(2)号に定める本人確認書類の提示を受けるとともに、本人確認書類に記載されている依頼者及びその代理人等の住所に宛て、転送不要扱いの書留郵便(簡易書留郵便含む。)等により文書送付を行い確認する方法
    - ウ 上記ア、イの面談方法によらない合理的理由がある場合には、次条第1項各号に定める本人確認書類又はその写しの送付を受けて当該書類の写しを第7条に定める記録に添付するとともに、当該確認書類に記載された住所に宛て、当該依頼者及びその代理人等に対し、転送不要扱いの書留郵便(簡易書留郵便含む。)等により文書送付を行い確認する方法
    - エ その他、犯罪収益移転防止法及び同法に関する政省令等において定められた方法
  - (2) 依頼者が法人である場合の依頼者の本人確認
    - ア 法人の代理人等と面談し、次条第2項に定める本人確認書類の提示を受ける方法
    - イ 上記アの面談方法によらない合理的理由がある場合には、法人の代理人等から次条第2項に定める本人確認書類又はその写しの送付を受けて、当該書類の写しを第7条に定める記録に添付するとともに、当該確認書類に記載された本店、主たる事務所又は支店等に宛て、転送不要扱いの書留郵便(簡易書留郵便含む。)等により文書送付を行い確認する方法
    - ウ その他、犯罪収益移転防止法及び同法に関する政省令等において定められた方法
  - (3) 依頼者が法人である場合のその代理人等の本人確認
    - (1)号記載のいずれかの方法
- 2 前項の規定にかかわらず、既に本人確認記録のある依頼者又はその代理

- 人等の本人確認については、当該本人確認記録に記録されている依頼者又はその代理人等と同一であることを確認する方法で足りる。
- 3 前項の確認方法は、依頼者又はその代理人等と同一であることを確認できる書類の提示あるいは送付を受けるか又は同一であることを示す事項の申告を受ける方法とする。ただし、依頼者又はその代理人等と面識がある場合はこの限りでない。
  - 4 司法書士が代理人である場合において、当該代理人の復代理人になるときの依頼者の本人確認は、当該代理人から、当該代理人が行った本人確認に関する本人確認書類若しくはその写し又は本人確認記録の提示を受ける方法によることができる。

### (本人確認書類)

**第5条** 依頼者が自然人である場合の特定取引における本人確認書類は、次の各号のいずれかとする。ただし、(1)号アからカの書類及び有効期間又は有効期限のある(1)号ク、(2)号キ及び(3)号の書類にあつては提示又は送付を受ける日において有効なもの、その他の書類にあつては提示又は送付を受ける日前6か月以内に作成されたものに限る。

(1) 官公庁の発行する次の公的証明書(氏名、住所、生年月日の記載のあるもの。ただし、旅券を除く。)

ア 運転免許証

イ 外国人登録証明書

ウ 住民基本台帳カード

エ 旅券

オ 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証又は私立学校教職員共済制度の加入者証

カ 国民年金法第13条第1項に規定する国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳

キ 依頼者が作成した委任状に押印した印鑑にかかる印鑑登録証明書

ク その他、顔写真付きで氏名、住所、生年月日の記載のある公的証明書

(2) 前号以外の官公庁の発行する次の公的証明書

ア 前号キ以外の印鑑登録証明書

- イ 外国人登録原票の写し
- ウ 外国人登録原票記載事項証明書
- エ 戸籍謄抄本（戸籍の附票の写しが添付されているもの）
- オ 住民票の写し
- カ 住民票記載事項証明書
- キ 上記の書類に準ずるもので、氏名、住所、生年月日の記載のある公的証明書

- (3) 代理人が司法書士又は弁護士である場合は、司法書士会又は弁護士会が発行する会員証
- 2 依頼者が法人である場合の特定取引における本人確認書類は、次のいずれかとする。ただし、提示又は送付を受ける日前6か月以内に作成されたものに限る。
- ア 当該法人の登記事項証明書
  - イ 当該法人の印鑑登録証明書（名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの）
- 3 特定取引における本人確認書類は、前二項によるほか、犯罪収益移転防止法及び同法に関する政省令等に定める書類によることができる。

#### (意思確認の方法)

**第6条** 意思確認は、依頼者又は代理人等と面談するなど、司法書士の職責に照らし適切と認められる方法によって行う。

#### (本人確認記録・取引記録等)

**第7条** 会員は、本人であることの確認及び依頼された事務の内容に関する記録を作成し、次の事項を記載するなど、司法書士の職責に照らし適切と認められる内容の記載をしなければならない。

- ア 本人確認・意思確認を行った者の氏名
- イ 記録を作成した者の氏名
- ウ 依頼者が自然人の場合は、氏名、住所
- エ 依頼者が法人の場合は、名称又は商号、主たる事務所又は本店の所在地
- オ 依頼者に代理人等がある場合は、代理人等の氏名、住所、依頼者との関係

（代理人が司法書士又は弁護士である場合は、住所にかえて事務所所在地で足り、代理人等が法人の業務権限代行者、法人の代表

者以外の役員、商業使用人、使者等である場合は、住所の記載を省略することができる。)

カ 本人確認・意思確認を行った日時及び場所

キ 本人確認・意思確認の方法及び意思確認の相手方の氏名

ク 依頼を受けた事務の内容

2 依頼が特定取引に該当する場合は、前項の記録事項に加え、次のアからクの事項を記載しなければならない。

また、依頼に基づいて行った事務が特定業務（犯罪収益移転防止法第4条第1項に定める特定業務をいう。）に該当する場合は、前項の記録事項に加え、次のケからサの事項を記載しなければならない。

ア 依頼者又は代理人等が自然人の場合は、生年月日

イ 代理人等の住所

（代理人が司法書士又は弁護士である場合、及び前項オで代理人等の住所を記載した場合を除く。）

ウ 依頼者又は代理人等が日本に住居を有しない外国人の場合は、国籍及び旅券番号

エ 本人確認書類の名称、及び確認書類を特定できる記号番号又は発行年月日等

オ 本人確認書類の提示を受けた日時、送付を受けた場合はその日付

カ 依頼者等への文書送付の方法により本人確認を行った場合は、その方法及び日付

キ 依頼者が自己の氏名及び名称と異なる名義を用いるときは当該名義とその理由

ク その他、犯罪収益移転防止法及び同法に関する政省令等において必要とされる事項

ケ 代理等に係る財産の価額

コ 財産移転を伴う代理等の場合は、移転先又は移転元の住所及び氏名（法人の場合は名称又は商号、主たる事務所又は本店の所在地）

サ 事務を処理した日付及び事務完了の日付

3 確認記録に本人確認書類の写しを添付する場合は、前二項に定める記載事項のうち、当該書類で確認できる事項の記載を省略することができる。

4 第2項の場合において、既に依頼者又はその代理人等の本人確認記録があるときは、第1項カ、キ、ク、第2項ケ、コ、サ及び保存している本人確認記録を検索するための事項を記録すれば足りる。

5 本条の記録については、検索方法を定めなければならない。

**(免責)**

**第8条** 会員は、特定取引において、依頼者又はその代理人等が犯罪収益移転防止法及び同法に関する政省令等に定める本人確認に応じないときは、当該依頼者又はその代理人等がこれに応ずるまでの間、当該特定取引に係る義務の履行を拒むことができる。

**(記録の適正管理)**

**第9条** この規程に定める記録の保存に関しては、司法書士法における守秘義務ならびに個人情報保護法等の規定に十分に配慮し、適正に管理しなければならない。

**(規程の改廃)**

**第10条** この規程の改廃は、理事会の決議による。

**附 則**

**(施行期日)**

1 この規程は、平成20年3月1日から施行する。